

令和6年度 乳幼児健康診査・相談等日程表 (個人通知でお知らせします)

～お子さんの健やかな成長と発達のために幼児健診を受けましょう～

お子さんの発達・発育の確認はもちろんですが、子育てに関する相談や、その時の成長に合わせた色々な情報をお伝えします

【問合せ先】こども家庭センター ☎ 029-240-7129

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
育児相談 3～4 か月児	4/17 R5.12.1 R6.1.31生		6/19 R6.2.1 3.31生		8/21 R6.4.1 5.31生		10/16 R6.6.1 7.31生		12/18 R6.8.1 9.30生		2/19 R6.10.1 11.30生	
ごっくん 教室	4/26 R5.10.1 11.30生		6/28 R5.12.1 R6.1.31生		8/23 R6.2.1 3.31生		10/25 R6.4.1 5.31生		12/20 R6.6.1 7.31生		2/28 R6.8.1 9.30生	
育児相談 8～9 か月児		5/15 R5.8.1 9.30生		7/17 R5.10.1 11.30生		9/18 R5.12.1 R6.1.31生		11/13 R6.2.1 3.31生		1/15 R6.4.1 5.31生		3/12 R6.6.1 7.31生
1歳 6か月児		5/9 R4.8.1 10.15生		7/11 R4.10.16 12.20生		9/12 R4.12.21 R5.2.28生		11/14 R5.3.1 5.13生		1/9 R5.5.14 7.8生		3/13 R5.7.9 8.31生
2歳児 歯科検診	4/18 R3.12.1 R4.1.29生		6/6 R4.1.30 3.25生		8/22 R4.3.26 5.25生		10/17 R4.5.26 7.18生		12/12 R4.7.19 9.25生		2/13 R4.9.26 11.30生	
3歳児		5/21 R2.10.1 11.20生	6/25 R2.11.21 12.31生	7/23 R3.1.1 2.22生		9/24 R3.2.23 4.5生	10/22 R3.4.6 5.31生	11/26 R3.6.1 7.9生	12/17 R3.7.10 9.12生		2/25 R3.9.13 9.30生	
5歳児		5/30 H31.3.1 4.10生	6/27 H31.4.11 R1.5.19生		8/1 R1.5.20 7.10生	9/5 R1.7.11 8.31生		11/7 R1.9.1 10.10生	12/19 R1.10.11 12.4生	1/30 R1.12.5 R2.1.12生		3/6 R2.1.13 2.29生

※幼児健康診査の日程が変更となる場合があります。その際は、町ホームページ等でお知らせします。

ひとり親家庭等のお子さんのために

「児童扶養手当制度」をご存じですか

児童扶養手当は、父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対し、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

■手当の対象となる児童

「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある者をいいます。

ただし、心身に一定の障害がある場合は、20歳未満までが対象となります。



例えば…

- ・父母が離婚した児童 ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定の障害の状態にある児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■手続きについて ～手続きにはマイナンバーが必要になります～

手当は、こども課で認定請求の手続きを行い、県知事の認定を受けた後、茨城県から支給されます。認定請求に必要な書類は、受給要件によって異なりますので、事前にお問合せください。

この手当は受給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、ご注意ください。

■支給額

手当は、申請月の翌月分から支給となります。また、支給額は年度ごとに改定されます。

【令和6年度の児童扶養手当額（月額）】 令和6年4月～令和7年3月

	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人目	45,500円	10,740円～45,490円
児童2人目の加算額	10,750円	5,380円～10,740円
児童3人目以降の加算額	6,450円	3,230円～6,440円

※一部支給額は所得額等に応じて決定されます。

※受給資格者、その配偶者または同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合は、その年度の手当の一部または全部の支給が制限されます。

【問合せ先】こども課 ☎ 029-240-7144 (直通)

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。

令和6・7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおり決定されました。

(※県内は均一の保険料率となります)

区分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度 ※所得割率は賦課の もととなる金額に よらず、統一され ます。
		賦課のもととなる 金額が 58万円以下の方	賦課のもととなる 金額が 58万円超の方	
均等割額	46,000円	47,500円 (+1,500円)		47,500円
所得割率	8.50%	9.00% (+0.50%)	9.66% (+1.16%)	9.66%

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額

(100円未満切捨て)

=

均等割額

被保険者一人当たり
47,500円

+

所得割額

(賦課のもととなる金額)
×所得割率

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

●賦課限度額の改正について

年収約1000万円を超える方を対象とする賦課限度額（保険料の年間上限額）は引き上げを段階的に実施され、令和5年度の66万円から令和6年度は73万円（令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円）、令和7年度は80万円となります。

令和6年度の保険料軽減措置について

1 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	
① 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の世帯	7割	
② 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」 +「29万5千円×1×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	※1 令和5年度は 29万円
③ 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」 +「54万5千円×2×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	※2 令和5年度は 53万5千円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

2 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）**されます。また、**所得割額の負担はありません。**

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

【問合せ先】

○保険料の計算について

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213

○保険料の納付について

茨城町保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)